

福岡県医第2005号(保)

平成17年 2月 4日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹 嶋



平成17年度社保診療報酬請求書等の提出について

診療報酬請求書等の提出日は、厚生労働省令により毎月10日までとなっておりますが、平成17年度診療報酬請求書等の提出について、下記のとおりご協力いただきたい旨別紙のとおり福岡県社会診療報酬支払基金より依頼がありましたのでお知らせいたします。

なお、請求書等を取りまとめて提出されている郡市医師会で、年間予定等を計画される医師会につきましては、別紙2「福岡県支払基金への請求書提出等予定調査票」の提出依頼があっていますが、本会でとりまとめて提出いたしますので、本会保険医療課宛ご提出をお願いいたします。

記

平成17年	4月 8日 (金)	10月 7日 (金)
	5月10日 (火)	11月10日 (木)
	6月10日 (金)	12月 9日 (金)
	7月 8日 (金)	平成18年 1月10日 (火)
	8月10日 (水)	2月10日 (金)
	9月 9日 (金)	3月10日 (金)

※1. 診療報酬請求書等の提出日は、厚生労働省令により毎月10日までとなっております。

2. 10日が土曜日又は日曜日に当たる4、7、9、12月については、前日又は前々日に提出日を設定しています。

3. 10日(月)が祝日の10月については、7日(金)に提出日を設定しています。

4. 10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、基金事務所は開所のうえ、受付体制をとっています。

また、4月9日(土)、7月9日(土)、10月8日(土)も基金事務所を開所のうえ、受付体制をとっています。

5. 受付時間は、9時～17時とさせていただきますので、ご協力方よろしく願いします。



福基業発第62号の2

平成17年1月28日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金



平成17年度診療報酬請求書等の提出について（お願い）

平素から支払基金の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、診療報酬請求書等の提出日は、厚生労働省令により毎月10日までとなっておりますが、平成17年度におきましては、別紙1「平成17年度診療（調剤）報酬請求書等提出日一覧表」による提出日までに、当支払基金に提出していただきますようご協力をお願い申し上げます。

また、請求書等を取りまとめ提出されている地区医師会で、年度予定等を計画された場合につきましては、別紙2「福岡支払基金への請求書提出等予定調査票」により、支払基金あてご連絡をいただきますよう併せてご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成17年度診療〔調剤〕報酬請求書等提出日一覧表

提 出 日 〔全郡市〕		
平成 17年	4月	8 日 (金)
	5月	10 日 (火)
	6月	10 日 (金)
	7月	8 日 (金)
	8月	10 日 (水)
	9月	9 日 (金)
	10月	7 日 (金)
	11月	10 日 (木)
	12月	9 日 (金)
平成 18年	1月	10 日 (火)
	2月	10 日 (金)
	3月	10 日 (金)

- ※1 診療(調剤)報酬請求書等の提出日は、厚生労働省令により毎月10日までとなっております。
- 2 10日が土曜日又は日曜日に当たる4、7、9、12月については、前日又は前々日に提出日を設定しています。
- 3 10日(月)が祝日にあたる10月については、7日(金)に提出日を設定しています。
- 4 10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、基金事務所は開所のうえ、受付体制をとっています。
また、4月9日(土)、7月9日(土)、10月8日(土)も基金事務所を開所のうえ、受付体制をとっています。
- 5 受付時間は、9:00～17:00までとさせていただきますので、ご協力方よろしくお願いします。